

事務ご担当者様へのご案内

4月分の各種申請について

● 書類の受付開始時期

郵送いただく加入、退職、各種異動などの申請については、事由発生前でも書類を受け付けています。普通郵便の到着日数が伸びていますので、早目の投函をご検討ください。

（参考）投函から共済会へ到着までの所要日数

- ・翌々日到着 札幌市内、石狩管内の市町村 など
- ・3日後到着 旭川・函館・帯広・釧路・北見 などの道内市町村
 - ▶ 郵便局窓口の営業時間内に普通郵便で差し出した場合の、一般的な所要日数です
 - ▶ 投函する曜日や時間帯、場所によって日数が前後する場合がありますのでご注意ください

● HKねっとでの申請締め切り

2025年4月から、HKねっとでの申請締め切りを一部延長します。

申請方法	2025年3月まで	2025年4月以降
HKねっと	毎月6日 23:59	毎月 7日 13:00
指定様式	毎月7日（16:30 受付完了分）	

● 4月分の申請締め切り

申請方法	4月分締め切り
HKねっと	4/7（月）13:00 アップロード完了分
指定様式	4/7（月）16:30 受付完了分

※ ファイルの不備やアップロード先が誤っている場合、アップロードが完了していても受け付けできないことがあります

令和7年度の本俸月額について

● 申請方法

昨年までと同様に、「HKねっと」または「本俸登録台帳」のどちらかで申請いただきます。

申請方法	注意事項
HKねっと	作業するファイル名の年部分が、「2025」のデータを使用してください (例：01HONP-9999-99- 2025 .csv)
本俸登録台帳	「紙媒体利用届」をご提出いただいていない場合、 本俸登録台帳は郵送していません ▶ 利用届を未提出の場合は、早急に FAX にて送信ください

● 申請時にご注意いただきたい内容

Q. 休職中や時短勤務中で給与支給がない(減額している)場合はどうすれば？

登録いただく本俸月額は実支給額ではありませんので、
減額前の金額（格付された金額）を登録してください。

Q. 給与が前年度から変わらない場合はどうすれば？

前年度と同じ月額の場合でも、必ず入力・記入してください。

● 本俸月額の算出方法や調整額の内容

ホームページに掲載している、「共済会 事務の手引き」をご参照ください。



↑事務の手引き

職員の加入や退職について

● 加入時に、令和7年度分の本俸月額を追記する必要がある事例

「加入日が2025年3月31日以前で、3月分の請求書類で加入扱いとなっていない」

HKねっとの本俸登録データや本俸登録台帳は、3月分の請求書類の登録内容を使用しているため、上記に該当する方の職員情報を掲載することができません。

そのため、加入届をご提出いただく際に、2025年4月1日時点の本俸月額を追記いただきます

※「4. 本俸月額」と同額の場合でも、必ず枠外に追記してください。

2. 共済会加入日 (西暦)	2025	3	15				
		年	月 日				
4. 本俸月額	2	1	0	0	0	0	円
	2025年4月1日～ 210,000 円						

● 定年を迎えた場合や雇用形態を変更する職員について

上記のような職員の取り扱い、次のA～Cいずれかに該当します。

また、必要な申請については下表のとおりです。

- A. 継続加入（＝退職金を請求せず、継続して加入する）
- B. 退職金請求して再加入（＝退職金を請求した上で再度共済会へ加入する）
- C. 退職金請求のみ（＝退職金を請求した後、共済会には再加入しない）

	退職届・請求書	加入届	本俸登録
A (継続加入)	×	×	○
B (請求→再加入)	○	○	×
C (請求のみ)	○	×	×

※ どのパターンに該当させなければならないのかは、法人の退職金規程によって異なります。

まずは法人の規程をご確認ください。

● 転職する職員の加入期間の通算(=継続異動)

本人が希望している場合、下記の条件を満たすと退職金を清算せずに共済会へ継続加入ができます。

- ① 転職前後の両法人が、**継続異動について合意**できる
- ② 転職前の法人を退職する際、**共済会の退職金を清算していない**
- ③ **退職日が属する月の翌月以内**に、転職後の法人で共済会に加入できる

・使用する書類

「被共済職員継続異動届（第11号様式）」

- ※ 転職前後の法人で書類の半分ずつを作成します
- ※ 職員番号、氏名欄は転職前の法人が記入してください

・手続きの流れ

転職前の法人が、継続異動届の「異動前会員記入欄」を作成して本人へ

↓

転職先の法人が、「異動後会員記入欄」を作成して共済会へ郵送

福祉医療機構との業務委託契約が終了しました

(機構退職金制度を利用している法人のみ対象)

● 機構分の書類取り扱いについて

既にご案内しておりますとおり、現在は共済会で機構分書類の受付等を行っていません。

3月末退職者分の退職金請求を用紙で行う場合など、宛先をお間違いのないようご注意ください。

宛先：〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人 福祉医療機構 共済部 退職給付課

● よくあるご質問(共済会が関わる内容について)

Q. 共済会と機構の退職金送金順はどちらを先にすれば良いですか？

▶ A. 「**福祉医療機構を後に請求**」をお勧めしています

機構新システム内で「退職手当金請求の順番」を選択する項目がありますが、
「福祉医療機構を先に請求」した場合は、法人にて機構退職金額を含めた源泉徴収票を作成いただく必要があるため、機構を後にしていただくようお願いしています。

Q. 共済会分の源泉徴収票はいつ発行になりますか？

▶ A. **共済会分の退職金送金 1週間前まで**には発行しています

Q. 送金 1週間前の発行だと、以前より機構分の手続きが遅くなりませんか？

▶ A. 機構側に**申請が届くタイミングには変わりありません**

新システム導入以前も、共済会分の源泉徴収票が発行後に機構分書類へ添付して郵送していましたので、申請自体が機構に届くタイミングには変わりありません。

● その他、機構新システム全般の操作に関するお問い合わせ

共済会ではお答えすることができませんので、下記電話番号宛に直接お問い合わせください。

電話：0570-050-294 (独立行政法人 福祉医療機構 共済部 退職給付課)